

## 「北洋外為Web」利用規定

「北洋外為Web利用規定」(以下「本規定」といいます)は、株式会社北洋銀行(以下「当行」といいます)の「北洋外為Web」(以下「本サービス」といいます)の利用に関して定めたものです。本サービスの申込者は、本規定の内容を理解し、本規定の各条項を承諾のうえで本サービスの申込を行うものとします。当行が申込者からの申込を承諾し、当行において所定の手続が完了した時点で本サービスの利用契約が成立するものとし、そのうえで、申込者(以下「契約者」といいます)に対し当行が本サービスを提供するに際しては、当行と契約者との間で本規定が適用されるものとします。

### 第1条 本サービスの概要

本規定における本サービスとは、契約者が、契約者のパーソナルコンピュータ等(以下「端末」といいます)によりインターネットを介して、またはその他の方法により、当行と契約者との取引に関するデータ等を授受し、当行が係る取引の手続やその他の事項を行うサービスをいいます。本サービスの内容は、本規定第20条に定めるとおりとしますが、本規定に関しては、契約者に事前に通知することなく変更される場合があります。

### 第2条 本サービスの申込

#### 1. 利用条件

本サービスの利用を申込みことができるのは、次の各号すべてに該当する方とします。

- (1) 法人または個人事業主の方。ただし、本規定第20条第1項第1号③で定める「為替予約サービス」につきましては、法人の方に限ります。
- (2) 本規定を承諾した方
- (3) 当行本支店に日本円建ての普通預金口座または当座預金口座をお持ちの方
- (4) インターネットを利用可能な環境をお持ちで、当行からの電子メールの受信が可能な電子メールアドレスおよび当行が認める国内の住所を連絡先住所として有する方。(本サービスは、非居住者のお客さまにはお申しいただけません。)

#### 2. 申込方法

本サービスの利用申込にあたっては、本規定の内容を承諾のうえで、「北洋外為Web利用申込書」および「北洋外為Webサービス申込書(兼口座振替依頼書)」その他当行所定の書類を当行に提出するものとします。

#### 3. 代表口座および決済口座

- (1) 本サービスの利用申込に際しては、契約者は、本サービスの取引に利用する代表口座を「北洋外為Web利用申込書」および「北洋外為Webサービス申込書(兼口座振替依頼書)」により届け出るものとします。
- (2) 代表口座は、本サービスの利用に係る月間基本手数料を引落とす口座(以下「手数料引落口座」といいます)を兼ねるものとします。
- (3) 契約者が代表口座として登録することができる預金口座は、当行の本支店における日本円建ての当座預金口座および普通預金口座のうち、当行が認めたものに限ります。
- (4) 契約者は、本サービスの利用申込に際し、代表口座とは別に、本サービスを利用した外国為替取引に係る代り金および手数料を引落とす口座(以下「決済口座」といいます)を「北洋外為Webサービス申込書(兼口座振替依頼書)」により届け出るものとします。決済口座は、当行本支店における契約者名義の口座で、当行所定の預金科目、かつ当行が認める口座とします。

#### 4. 不備のある場合の手続

契約者が提出する申込書等の記載に不備がある場合には、改めて申込書等の提出を要するものとします。この場合、すでに提出された記載に不備のある申込書等の返送・廃棄等の処理については、当行の判断により行うものとします。

#### 5. 利用申込の不承諾

当行は次の場合には利用申込を承諾しないことがあります。なお、本サービスの利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。

- (1) 利用申込時に、虚偽の事項を届け出たことが判明したとき。
- (2) その他、当行が利用を不相当と判断したとき。

### 第3条 本サービスの利用

#### 1. 利用環境

- (1) 本サービスの利用は、当行所定の環境を備えた端末を占有・管理する契約者に限るものとし、契約者は自己の費用負担および責任により本サービスを利用するために必要な全ての機器、ソフトウェア等の準備およびインターネットへのアクセス等の環境整備をする必要があります。ただし、当行所定の環境が備わっていても、契約者固有の設定がなされている場合その他の事情により、本サービスを利用できないことがあります。
- (2) 本サービスは、日本国内からの利用に限るものとします。

#### 2. 取扱日・取扱時間・受付時限

- (1) 本サービスの取扱日・取扱時間は、当行所定の取扱日・取扱時間とします。なお、当行は、この取扱日・取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
- (2) 本サービスを利用した取引の依頼を当行所定の時限(以下「受付時限」といいます)内に受け付けた場合は、当行は当該依頼を受け付けた日が終了するまでに、当該依頼において指定された日に依頼された取引を実行するために必要な処理を行うものとします。また、この場合でも、本規定の各条項により当行が当該処理を行うことができない場合があります。

#### 3. 月間基本手数料

- (1) 契約者は、本サービスの利用にあたって、当行に対し、当行において所定の手続が完了した日の属する月の翌月から、毎月当行所定の日に当行所定の金額を月間基本手数料(以下「基本手数料」といいます)として支払うものとします。
- (2) 基本手数料は、普通預金規定、当座勘定規定または当座貸越約定書等の定めにかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、または当座小切手等の提出を受けることなく、契約者が当行に届け出た手数料引落口座から預金口座振替により支払うものとし、この場合、領収書は発行しないものとします。
- (3) 当行は事前に通知することなく基本手数料の金額を改定することがあります。この場合も契約者は上記同様の方法により支払うものとします。
- (4) 本規定第2条に基づく本サービスの利用申込により本サービスを利用することができることとなった日が属する月、または本サービスが解約された日が属する月に係る基本手数料の金額は、当行所定の金額の全額とし、日割計算は行わないものとします。

#### 4. 外国為替手数料

- (1) 契約者は、本サービスによる外国為替取引の取り扱いにあたっては、当行に対し、前項の基本手数料とは別に、本規定第20条第7項に定める当行所定の外国為替手数料を支払うものとします。
- (2) 外国為替手数料は、当行所定の日に各種預金規定、当座勘定規定または当座貸越約定書の定めにかかわらず、契約者から預金通帳、払戻請求書、または当座小切手等の提出を受けることなく、決済口座から預金口座振替により支払うものとします。

#### 5. 操作マニュアル

契約者は、本サービスの利用に際しては、当行が契約者に当行ホームページ上から交付する「北洋外為Web操作マニュアル」(以下「操作マニュアル」といいます)を参照し、操作マニュアルに記載された指示に従うものとします。

### 第4条 本サービスの管理者および利用者の届出等

#### 1. 管理者届出

契約者は、本サービスの利用に関しての契約者における責任者(以下「管理者」といいます)および管理者に関する事項として当行所定の事項を、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。

#### 2. 利用者届出

管理者は、本サービスの利用に関する権限を一定の範囲で付与する者(以下「利用者」といいます)および利用者に関する事項として当行所定の事項を、当行所定の方法により届け出るものとします。

#### 3. 管理者の変更および届出内容の変更

管理者を変更する場合および管理者に関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法に基づき、速やかに当行に届け出るものとします。

#### 4. 利用者の変更および届出内容の変更

利用者を変更する場合および利用者に関する届出内容を変更する場合は、当行所定の方法に基づき、管理者が当行に届け出るものとします。

### 第5条 本人確認の方法

#### 1. 申込時における契約者情報と管理者情報の届出

契約者は、本サービスの利用申込に際し、契約者の「代表口座番号」と「照会用暗証番号」を「北洋外為Web利用申込書」により届け出るものとします。その後当行ホームページから「代表口座番号」と「照会用暗証番号」を利用して、管理者が本人であることを確認するための「ログインID」、「ログインパスワード」および契約者情報の管理の際に必要な「確認用パスワード」を当行所定の方法により届け出るものとします。

#### 2. 開始時における管理者用の電子証明書取得と端末インストール

管理者は「ログインID」および「ログインパスワード」を用いて電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、管理者が利用する端末にインストールするものとします。

#### 3. 利用者情報登録

管理者は、前項により電子証明書を端末にインストールした後、利用者の「ログインID」、「ログインパスワード」を当行所定の方法に従い届け出るものとします。

#### 4. 開始時における利用者用の電子証明書取得と端末インストール

利用者は、管理者から付与される「ログインID」および「ログインパスワード」を用いて電子証明書と秘密鍵を取得・生成し、利用者の端末にインストールするものとします。

## 5. 「パスワード」の変更

管理者および利用者の「ログインパスワード」および「確認用パスワード」を変更する場合は、当行所定の方法により届け出るものとします。

## 6. 電子証明書の有効期限と更新手続

電子証明書には有効期限があるため、契約者が本サービスを継続して利用する際は、有効期限終了前に当行所定の方法で、電子証明書の更新手続をとるものとします。

## 7. 利用時の本人確認

本サービス利用時の本人確認は、都度、以下の1号および2号の方法により行うものとします。契約者が、本サービスを利用して当行所定の取引を実施する際は、以下の1号および2号に加えて、3号の方法により本人確認を行うものとします。

- (1) 管理者または利用者が、端末にインストールされた秘密鍵により自動生成される電子メッセージを電子証明書とともに当行に送信し、当行が当該電子証明書に格納されている認証済の公開鍵を用いて当該メッセージを検証すること。
- (2) 管理者または利用者が提示する「確認用パスワード」が、事前に当行が届出を受けている「確認用パスワード」と一致していることを確認すること。
- (3) または利用者が提示する「ログインID」および「ログインパスワード」が、事前に当行が届出を受けている「ログインID」および「ログインパスワード」と一致していることを確認すること。

## 8. 「照会用暗証番号」、「ログインID」、「パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」等の管理

- (1) 「照会用暗証番号」、「ログインID」、「ログインパスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」に含まれる機器等、その他本サービスの利用に必要となるすべての情報および機器等については、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、契約者は、「照会用暗証番号」、「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」を第三者に一切開示しないものとします。
- (2) 管理者の「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」等、その他の情報および機器等につき、失念、紛失、破損した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合、管理者は、それらの変更の届出を行う等、直ちに当行所定の手続をとるものとします。
- (3) 利用者の「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」等、その他の情報および機器等につき、失念、紛失、破損した場合もしくは盗難に遭った場合、または偽造、変造、盗用その他不正使用の恐れがある場合は、管理者は、直ちに変更の手続を行うものとします。

## 9. パスワード利用の一時停止と利用再開手続

本サービスの利用にあたって、届出と異なる「ログインパスワード」、「確認用パスワード」が、当行所定の回数を連続して入力された場合、その他当行において不正使用の恐れがあると認める合理的事情がある場合は、当行は契約者に事前に通知することなく、当該パスワードを利用する「ログインID」の利用を一時停止します。利用を停止された「ログインID」の利用を再開するためには、管理者用パスワードの場合は、当行に連絡のうえ、当行所定の手続をとるものとし、利用者用パスワードの場合は、管理者が対応するものとします。

## 第6条 電子証明書の発行

当行は、本サービスの提供に係る業務のうち電子証明書の発行に関する業務を自己の責任において当行所定の電子認証事業者（以下「電子認証事業者」といいます）を用いて行います。発行に当たっては、業務に必要な範囲内で、契約者に関する情報を電子認証事業者に開示できるものとします。

## 第7条 免責事項

### 1. 通信手段の障害等

通信機器、専用電話回線、公衆電話回線、インターネットもしくはコンピュータ等の障害、または回線の不通もしくは混雑等により、本サービスの利用が不能となる場合、データのエラーが発生する場合、または本サービスの取り扱いが遅延となる場合があります。それにより生じた損害について、当行(以下本条において電子認証事業者を含む)の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

### 2. 本人確認手段の不正使用等

本規定第5条に定める本人確認手続を経た後に行われた本サービスの利用に係る一切の行為について、当行は契約者本人による行為とみなし、「照会用暗証番号」、「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、「端末」等、その他の情報・機器等について偽造、変造、盗用、不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

加えて、「ログインパスワード継続機能」を利用して「ログインパスワード」の強制変更条件を緩和する場合および「管理者ID メンテナンス機能」を利用して管理者の「ログインパスワード」再発行等を契約者自身で行う場合は、付随するリスクを十分認識のうえ申込を行うものとし、それに伴う不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 3. 通信経路における取引情報の漏洩等

公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴・不正アクセス等、当行の責めに与らない事由により、「ログインID」、「ログインパスワード」、「確認用パスワード」、「電子証明書」、「秘密鍵」、その他の本人確認に必要な情報および当行と契約者との取引に関する情報等が漏洩しても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 4. 印鑑照合

契約者が当行に提出した書面等の印影を、当行が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱った場合は、それらの書面または印影につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 5. 情報の開示

法令、規則、行政庁の命令等により本サービスにかかわる情報の開示が義務付けられる場合(当局検査を含みます)、当行は契約者の承諾なくして当該法令、規則、行政庁の命令等の定める手続に基づいて当該情報を開示することがあります。当該情報を開示したことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 6. 情報の利用

当行は、本サービスによって取得した契約者の情報について、契約者に対する営業活動その他契約者との間の他の取引等のために利用できるものとします。

### 7. その他

- (1) 当行は、契約者に対して、本サービスの利用が妨げられないこと、障害が発生しないことを保証するものではありません。
- (2) 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことにより発生した損害等については、契約者が一切の責任を負うものとし、当行は責任を負いません。当行の責めに帰すべき事由がある場合における当行の損害賠償責任は、当該事由に起因する直接損害に限るものとし、いかなる場合であっても、間接損害、特別損害、付随損害その他の直接損害以外の一切の損害について賠償の責任を負わないものとします。

- (3) 契約者が本サービスを契約者自身が占有・管理する端末以外で利用したことによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (4) 天変地異、裁判所等公的機関の措置または通信業者その他の第三者の行為等、その他当行の責めによらない事由によって、当行が本サービスの提供を行うことができなかった場合、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。天変地異等により当行が本サービスの提供を行うことができなくなった後に本サービスの提供を再開した場合において、本サービスに基づき当行が提供する情報が既に行われた取引を反映していないとき、または契約者が当行に送信したデータが受け付けられていないとき、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (5) 当行が契約者に対して行う電子メールによる通知および案内は、契約者が予め当行に届け出た電子メールアドレス宛に、当行が電子メールを送信した時点で通常到達したものとみなします。なお、契約者は、利用開始日以降、速やかに初回のログインを行い、正しく電子メールを受け取るために必要な設定を完了するものとします。
- (6) 本サービスにおいて、契約者からの照会に基づき当行が提供した情報の内容について誤りがあった場合、当行が提供した情報の内容を変更もしくは取消した場合、情報の提供がなされなかった場合または情報の提供が遅れた場合、そのために生じた損害については、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

## 第8条 届出事項の変更等

### 1. 連絡先の届出

当行は契約者に対し、本サービスの利用内容等について通知・照会・確認を行うことがあります。その場合、契約者が当行所定の方法により予め当行に届け出た住所・電話番号・電子メールアドレスのうちいずれかを連絡先とします。

### 2. 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合および届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の方法により当行に届け出るものとします。また、変更の届出は、当行の変更手続きが終了した後に有効となります。この届出の前に生じた損害および契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

### 3. 変更事項の届出がない場合の取り扱い

当行が本条第1項に定める連絡先に通知、照会もしくは確認を発信もしくは発送し、または書類を発送した場合には、これらが延着し、または到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。

## 第9条 反社会的勢力の排除

契約者は、契約者自身が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

## 第10条 解約等

### 1. 当事者の都合による解約

本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合で、相手方へ通知することによりいつでも解約することができます。ただし、契約者の都合により解約する場合は、当行所定の書面により当行に通知するものとします。

### 2. 解約の効力

前項の場合、当行の都合による解約の効力は、当行所定の方法により当行が解約手続を完了したとき、契約者の都合による解約の効力は、前項の書面を当行が受け付けたうえ、当行所定の方法により当行が解約手続を完了したときに生じるものとします。なお、前項の通知後であっても直ちに解約の効力が生じないことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

### 3. 本サービスの利用停止

当行が本サービスの利用停止を必要と判断する相当の事由が生じた場合、当行はいつでも契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。

### 4. 本サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由が一つでも生じたときは、当行はいつでも本サービスの利用契約を解約することができるものとします。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を契約者の予め届け出た住所へ発信した時に本サービスの利用契約は解約されたものとします。

- (1) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始その他これらに類似する倒産手続(今後施行される倒産処理法に基づく倒産手続および外国法に基づく倒産手続を含む)開始の申立てがあった場合
- (2) 契約者の財産について、第三者より差押、仮差押、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき。
- (3) 前2号のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じたと当行が判断した場合
- (4) 解散その他営業活動を休止した場合
- (5) 以下の①から③の事由が一つでも生じた場合
  - ① 契約者が、暴力団員等に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ② 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
    - A 暴力的な要求行為
    - B 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為

E その他前記AからDに準ずる行為

③ 契約者が、本規定第9条の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

(6) 本規定第3条第3項および第4項に定める手数料等の本サービスの利用契約に係る債務を支払わなかった場合

(7) 相続の開始があった場合

(8) 本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があった場合または記載内容に虚偽の内容があることが判明した場合

(9) 1年以上にわたり、本サービスの利用がない場合

(10) 契約者が不正な取引を行ったと当行が判断した場合

(11) 本規定、銀行取引約定書その他契約者が当行との間に締結している約定・契約に違反した場合等、当行が解約を必要と判断する事由が生じた場合

## 5. 免責

本条の規定に基づき本サービスの利用が停止された場合または本サービスの利用契約が解約された場合、これにより生じた損害について、当行は責任を負いません。また、解約の時までに処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理を行う義務を負いません。

## 第11条 サービスの追加

1. 当行は、本規定第20条第1項に掲げる各種サービス以外のサービスを追加することができるものとします。
2. 契約者が、当行が追加した新サービスの利用を希望する場合、追加されるサービスについて、当行が定める利用申込手続を行うものとします。

## 第12条 本サービスの休止

1. 当行は、システムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止期間および内容について、当行ホームページ等で告知のうえ、本サービスを一時停止または中止することができるものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、緊急かつやむを得ない場合に限り、契約者に事前通知することなく、本サービスを一時停止もしくは中止することができるものとします。
3. 契約者は、本サービスの休止に伴い発生した損害を当行に対してその賠償の請求は行わないものとします。

## 第13条 本サービスの廃止

1. 当行は、当行所定の方法で、契約者に対して90日前に事前に通知することをもって、本サービスを廃止することができます。ただし、緊急を要する場合その他のやむをえない理由がある場合は、当行はこの期間を短縮できるものとします。
2. 前項に基づき当行が本サービスを廃止した場合、契約者は当行に対し一切の異議を述べず、かつ本サービスの廃止によって生じた損害については、債務不履行、不法行為、不当利得その他の請求の原因を問わず、当行に対してその賠償の請求は行わないものとします。



## 第14条 契約者への通知方法

契約者は、当行が本サービスに関して通知を行う手段として、当行ホームページへの掲示を利用することに同意するものとします。

## 第15条 本規定の変更

この規定の各条項は、法令の定めに従い、契約者の利益に適合するとき、または、契約者の契約した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更に係る事情に照らして合理的な内容であるときに変更します。この変更は、契約者に対して当行ホームページ上で変更内容を告知することにより周知し、周知の際に定める効力発生時期に効力を生じるものとします。

## 第16条 契約期間

本規定に基づく契約期間は申込日から起算して1年間とし、契約期間満了日の1週間前までに当行または契約者から契約更新しない旨の申し出がない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

## 第17条 権利・義務の譲渡・質入の禁止

契約者は、本サービスの利用契約上の権利または義務の全部または一部を他人に譲渡、質入その他の処分をしてはならないものとします。

## 第18条 機密保持

契約者は、本サービスの利用により知り得た当行の情報を第三者に対し開示または漏洩しないものとします。ただし、法令もしくは官公署の命令により、開示することが要求される場合は、この限りでないものとします。

## 第19条 準拠法と管轄

本規定は日本の法律に準拠し、日本の法律に基づき解釈されるものとします。本規定に係る事項に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行の本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

## 第20条 本サービスの内容等

### 1. 本サービスの内容

#### (1) 利用可能なサービス

本サービスの契約者は、以下のサービスを利用することができます。ただし、輸入信用状受付サービス・為替予約サービスの利用にあたっては、利用申込前に当行で輸入信用状取引や先物外国為替取引(以下「為替予約取引」といいます)を行うための当行所定の審査、関係約定書の締結等の手続が必要となります。当行所定の手続の結果、与信判断等当行独自の判断により輸入信用状取引・為替予約取引を行わないと決定したときには、輸入信用状受付サービス・為替予約サービスを利用できません。

#### ① 外国送金(仕向送金)受付サービス

契約者が端末を使用して行う外国送金の依頼を受け付けるサービスです。

利用可能な送金種類は電信送金、かつ通知払い(口座振込)に限るものとします。

② 輸入信用状受付サービス

契約者が端末を使用して行う輸入信用状の開設(発行)および条件変更(以下「開設(変更)」といいます)の依頼を受け付けるサービスです。

③ 為替予約サービス

契約者が端末を使用して、当行との間で為替予約取引を行なうサービスです。

(2) 決済口座

契約者は、本規定第2条第3項に定めるとおり、予め「北洋外為Webサービス申込書(兼口座振替依頼書)」により、決済口座を届け出るものとします。

① 決済口座として登録することができる口座は、当行本支店における契約者名義の口座とします。

② 外貨預金を決済口座とする場合は、原則、通貨の交換が起きない場合に限り利用できます。

③ 円貨の決済口座は、原則として代表口座と同一とします。

④ 決済口座として登録できる口座数および口座種目は、当行所定の口座数および口座種目とします。

なお、当行は、決済口座として登録できる口座数および口座の種目を、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

(3) 取引日付

① 外国送金(仕向送金)受付サービスおよび輸入信用状受付サービスについては、契約者は、取引依頼の都度、当該取引を行う日付を指定して(係る日付を以下「指定日」といいます)本サービスによる取引の依頼を行うものとします。指定日は、当行所定の期間内の当行窓口営業日とします。

② 指定日における外国送金の対外発信、および輸入信用状の開設(変更)等を確約するものではありません。

③ 為替予約サービスについては、当行所定の取扱日かつ取扱時間内に締結依頼を行うことができます。ただし契約者は、締結依頼は当行所定の受付時限までに使用端末から当行への送信が完了した場合に有効となること、また、受付時限を過ぎた場合には受付が行われないことに同意するものとします。

## 2. 依頼内容の確定

(1) 依頼事項の伝送

本サービスによる取引の依頼は、契約者が取引に必要な所定の事項を、当行の指定する方法により、正確に当行に伝送することにより行なうこととします。

(2) 依頼事項の確定時期

取引に必要な所定の事項が伝送されたことを当行が確認した時点で、当該取引の依頼内容は確定するものとします。依頼内容確定後、当行は、当行所定の方法で各取引の手続を行うものとします。

(3) 依頼の法的効力

契約者が本サービスにより当行へ送信した電磁的記録による依頼は、当行と契約者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力をもつものとします。

(4) 依頼内容に瑕疵(不具合)があった場合

当行が伝送を受けた依頼データに瑕疵(不具合)があった場合、当行は当行の判断により手続を変更(遅延を含む)または中止する場合があります。これに起因して契約者に生じた損害について、当行は賠償責任を負いません。

### 3. 外国送金(仕向送金)受付サービス

#### (1) 送金依頼

外国送金(仕向送金)受付サービスにより外国送金を依頼する場合、契約者は、当行所定の受付時限までに送金依頼データを送信することとします。

#### (2) 送金依頼の取り扱い

外国送金については、前項により依頼内容が確定し、当行所定の時限に送金資金を引落とした時点で当該送金委託契約として成立するものとします。

なお、以下の各号に該当する場合、外国送金(仕向送金)受付サービスによる送金のお取り扱いはできません。当行は当該取引が成立しなかったものとして取り扱います。依頼内容が確定した後で、お取り扱いができないこととなった場合であっても、契約者は、当行から契約者へのお取り扱いができない旨の連絡、およびお取り扱いができない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。

- ① 当行に予め届出している英文名と送金依頼人名(名義)が相違するとき。
- ② 送金指定日に送金代り金と手数料の合計額が決済口座より引落とすことのできる金額(当座貸越を利用できる金額を含む)を超え、当行所定の時限に引落としできなかったとき。ただし、決済口座からの引落としが本サービスによるものに限らず複数ある場合には、その引落としの総額が決済口座より引落とすことのできる金額を超えるとき、そのいずれを引落とすかは当行の任意とします。なお、いったん送金決済が不能となった依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても送金は行わないものとします。
- ③ 代表口座または決済口座が解約済のとき。
- ④ 契約者から決済口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
- ⑤ 差押等やむをえない事情があり、当行が支払いを不相当と認めたとき。
- ⑥ 外国送金(仕向送金)受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超えるとき。
- ⑦ 送金依頼内容が外国為替関連法規またはその他日本および外国の法令上取り扱えないものと当行が判断するとき。

#### (3) 適用相場

- ① 送金通貨と決済口座の通貨が異なる場合には、送金指定日における当行所定の外国為替相場を適用します。なお、送金依頼日当日を送金指定日とする送金において当行所定の時限以降に一定金額以上の取引を依頼された場合には、当行から管理者または利用者へ連絡を行ったうえ、その時点での市場実勢相場に基づく外国為替相場を適用します。万一連絡が取れない場合には、外国送金の取り扱いは行わないものとします。
- ② ①にかかわらず、契約者が予め当行との間で為替予約取引を締結している場合において、外国送金(仕向送金)受付サービスに当該為替予約取引の予約番号を入力したときは、当該締結予約相場を適用します。

#### (4) 許可・届出書の提示等

- ① 契約者は、外国為替及び外国貿易法(以下「外為法」といいます)その他の各種法令により定められた許可・届出書等の提示、または当局あてに報告書等の提出が必要な場合は、送金実行までに当行あてに当該書類等を提示または提出するものとします。
- ② 必要な書類等が当行所定の期間内に、当行に到着しない場合は、当行は、契約者から依頼を受けた送金について、契約者に通知することなく、送金手続を取り止めることがあります。

(5) 送金経路等の選定

送金実行のために利用する当行本支店および他行(以下「関係銀行」といいます)の選定ならびに送金経路の選定について、契約者は当行に一任することとします。

(6) 依頼内容確定後の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないこととします。ただし、当行がやむを得ないものと認めて変更または取消を承諾する場合は、契約者は当行所定の依頼書を当行に提出し、当行所定の手数料等を支払うこととします。この場合、外国送金手数料等相当額は返却しません。

(7) 組戻し等

① 当行が外国送金手続を実行した後に、依頼内容を変更し、またはその送金を取り止める場合には、取引店の窓口において、外国送金取引規定に基づく内容変更または組戻しの手続により取り扱います。なお、受け付けにあたっては当行所定の手数料がかかります。また、関係銀行による拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、内容変更または組戻しができない場合があります。

② 組戻し返戻金については、当初の送金代り金を下回る可能性があります。

③ 契約者は、照会・組戻し・内容変更の依頼にあたっては、当行および関係銀行の所定の手数料・諸費用を支払うものとします。

(8) 依頼人情報等の第三者提供

契約者は、当行が外国送金実行のために関係各国の法令・勧告等に従って、外国送金(仕向送金)受付サービスに入力された情報、依頼人口座番号、依頼人住所、取引番号、その他送金依頼人を特定する情報を関係銀行に伝達し、また、それらの情報が関係銀行を通じて受取人にも伝達される可能性があることにつき、これを認識し、理解した上で同意するものとします。

(9) 外国送金取引規定の適用

本規定に定めのない事項については、外国送金取引規定の定めにより取り扱います。

(10) 免責

① 当行が依頼を受け付けした外国送金について、関係国での天変地異、騒乱、暴動、行政措置、経済事情もしくは関係銀行の倒産等、関係国および関係銀行の諸事情により資金到着の遅延または不着があった場合、当行は責任を負いません。また、送金の遅延、不着、紛争、費用、損害等、当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた如何なる損害についても契約者が全てこれを負担することとし、些かも当行に迷惑・損害をかけないこととします。

② 当行が依頼を受け付けした外国送金について送金委託契約成立後であっても、当該送金が外為法等各種法令に違反する等により、当行が必要と判断した場合には、当行は契約者に事前に通知することなく、当行から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害について当行は責任を負いません。

#### 4. 輸入信用状受付サービス

##### (1) 輸入信用状開設(変更)依頼

輸入信用状受付サービスにより輸入信用状の開設(変更)を依頼する場合は、契約者は、当行所定の受付期限までに開設(変更)依頼データを送信することとします。

##### (2) 輸入信用状開設(変更)依頼の取り扱い

輸入信用状の開設(変更)依頼データは、本条第2項により依頼内容が確定し、当行所定の手続が完了した時点で、有効な開設(変更)依頼として取り扱います。

なお、以下の各号に該当する場合、輸入信用状受付サービスによる開設(変更)のお取り扱いはできません。依頼内容が確定した後で、お取り扱いができないこととなった場合であっても、契約者は、当行から契約者へのお取り扱いができない旨の連絡、およびお取り扱いができない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。

- ① 当行に予め届出している英文名と開設(変更)依頼人名が相違するとき。
- ② 当行所定の手続の結果、与信判断等当行独自の判断により輸入信用状の開設または条件変更を行わないと決定したとき。
- ③ 輸入信用状の開設(変更)指定日に開設(変更)手数料が決済口座より引落とすことのできる金額を超えており、決済できなかったとき。ただし、決済口座からの引落としが本サービスによるものに限らず複数ある場合には、その引落としの総額が決済口座より引落とすことのできる金額を超えるとき、そのいずれを引落とすかは当行の任意とします。なお、支払可能残高の確認、決済の時間は当行の所定の時間とし、いったん決済が不能となった依頼については、所定の時限後に資金の入金があっても取り扱いはいたしません。
- ④ 代表口座または決済口座が解約済のとき。
- ⑤ 契約者から決済口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
- ⑥ 輸入信用状受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を越えるとき。
- ⑦ 輸入信用状開設(変更)の依頼内容が外国為替関連法規またはその他日本および外国の法令上取り扱えないものと当行が判断するとき。

##### (3) 関係規定の適用

契約者は、輸入信用状受付サービスによる開設(変更)依頼は、国際商工会議所制定の最新版の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に従って取り扱われることに同意するものとします。また、本規定に定めのない事項については、契約者が別途当行と締結する外国為替取引約定書および銀行取引約定書その他の関連契約の定めにより取り扱います。

##### (4) 許可・届出書の提示等

- ① 契約者は、外為法等その他の各種法令により定められた許可・届出書等の提示、または当局あてに報告書等の提出が必要な場合は、当行所定の期間内に、当行あてに当該書類等を提示または提出するものとします。
- ② 必要な書類等が当行所定の期間内に、当行に到着しない場合は、当行は、契約者から依頼を受けた輸入信用状の開設(変更)について、契約者に通知することなく、開設(変更)手続を取り止めることがあります。

(5) 依頼内容確定後の変更・取消

依頼内容が確定した場合は、依頼内容の変更または取消はできないこととします。ただし、当行がやむを得ないものと認めて変更または取消を承諾する場合は、契約者は当行所定の依頼書を当行に提出し、当行所定の手数料等を支払うこととします。この場合、輸入信用状の開設(変更)に係る手数料等相当額は返却しません。

(6) 免責

- ① 当行が依頼を受け付けした輸入信用状開設(変更)について、関係国での天変地異、騒乱、暴動、行政措置、経済事情もしくは通知銀行の倒産等、関係国および通知銀行の諸事情により信用状通知の遅延または不着があった場合、当行は責任を負いません。また、通知の遅延、不着、紛争、費用、損害等、当行の責に帰すべき事由以外の事由により生じた如何なる損害についても契約者が全てこれを負担することとし、些かも当行に迷惑・損害をかけないこととします。
- ② 当行が依頼を受け付けした輸入信用状開設(変更)について、外為法等各種法令に違反する等により、当行が必要と判断した場合には、当行は契約者に事前に通知することなく、輸入信用状開設(変更)手続の中止、または取消を行うことがあります。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

## 5. 為替予約サービス

(1) 為替予約取引の締結・成立

- ① 為替予約取引の締結依頼データは、本規定第20条第2項により確定した締結依頼内容にもとづき、当行が受信した時点で確定します。為替予約サービスでは、当行は当行所定の方法で計算した取引可能相場を契約者に提示し、契約者はその内容を自己の責任と計算において確認のうえ、取引の締結または中止を当行に通知します。契約者による通知が、当行所定の時間内に当行に到達し、当行がこの通知を正当なものとなした時点で、為替予約取引が成立するものとします。
  - ② 当行が提示した外国為替相場(以下「提示為替相場」といいます)が市場実勢と大幅に乖離している等、当行が合理的に判断して明白に誤りと判断される場合は、当該提示を無効とし、取り消すことがあります。これにより契約者に何らかの損害が発生しても当行は責任を負いません。
- (2) 本規定第20条第1項第1号③および本項第1号①により為替予約取引が成立した時点以降は、契約者は、当該取引の内容変更・取消はできないものとします。当行がやむを得ないものと認めて、内容変更・取消を行った場合に発生した費用は、契約者が負担するものとします。

(3) 関係規定の適用

為替予約サービスによる為替予約取引の締結等は、金融商品取引法第2条第22項第1号に該当する取引には該当しません。また、本規定に定めのない事項については、契約者が別途当行と締結する外国為替取引約定書および銀行取引約定書その他の関連契約の定めにより取り扱います。

- (4) 以下の各号に該当する場合、為替予約サービスによる為替予約取引のお取り扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取り扱いができないこととなった場合であっても、契約者は当行から契約者へお取り扱いできない旨の連絡、およびお取り扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。この場合契約者は、当該取引が行われなかったために生じた損害については、当行が責任を負わないことに同意するものとします。
- ① 当行所定の手続の結果、与信判断等当行独自の判断により締結を行わないと決定したとき。
  - ② 契約者から手数料引落口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行ったとき。
  - ③ 為替予約サービスによる依頼が当行所定の取扱日、および利用時間の範囲を超えるとき。

- ④ 外国為替市場等に急激な変化が生じた場合など、当行が為替予約サービスによる取引を行わないと決定したとき。
- (5) 受渡期間  
為替予約サービスを利用した為替予約取引における受渡期間は、為替予約締結日の1年後応答日（応答日が銀行営業日でない場合は、応答日の前銀行営業日）までとします。なお、為替予約取引締結日当日を受渡期間に含めることはできません。
- (6) 当行は、為替予約サービスを利用した為替予約取引において、一時点における予約残高合計金額について、上限金額を定めることができ、当該上限金額を超える場合には契約者は取引をできません。当行は、当該上限金額をいつでも変更できるものとします。
- (7) 取引内容の確認
- ① 為替予約サービスを利用して締結された為替予約取引について、契約者は先物取引確認書（Contract Slip、予約スリップ）を当行に提出するのに代えて、使用端末からデータを送信することにより、取引内容の確認を行うものとします。
- ② 契約者は、為替予約サービスにより為替予約取引が成立した後、取引内容の確認を行い、取引内容に関し不一致や錯誤を見つけた場合には、直ちに当行に連絡するものとします。ただし、この連絡は、本規定第20条第5項第2号になんら影響を及ぼすものではありません。
- ③ 取引内容の確認が行われないまま受渡期日を迎えた、為替予約サービスにより成立した為替予約取引について、別途、契約者の指示に基づき当該取引が実行された場合は、契約者による確認が行われたものとみなします。
- ④ 契約者と当行の間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱います。
- (8) 取引の履行、内容変更、取消  
為替予約取引は、期日までに履行するものとします。また、当行がやむを得ないものと認めて、成立した為替予約取引の内容変更・取消を承諾する場合でも、契約者は為替予約サービスを利用して内容変更・取消を申込むことはできません。当行は契約者から当行所定の依頼書の提出を受け、当行所定の手続により当行の承諾を得るものとし、これにより当行に生じた手数料、費用その他すべての損害は契約者の負担とし、その手続を行うものとします。
- (9) 取引照会  
為替予約サービスで提供される為替予約取引の締結明細は、情報を提供した時点における最新の取引内容に基づく更新が行われていない場合があります。また、為替予約サービスでは、締結された為替予約取引の未使用残高など、締結後に変動する情報は照会できません。

## 6. 業務委託

### (1) 第三者委託の同意

当行は当行が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます）に業務の一部を委託し、必要な範囲内で契約者に関する情報を委託先に開示することとし、契約者はこれに同意するものとします。

### (2) 運用・保守の同意

当行は、委託先に本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、契約者はこれに同意するものとします。

## 7. 外国為替手数料等

### (1) 外国送金手数料等

本サービスにより外国送金を取り組む場合は、当行所定の外国送金手数料等がかかります。その他、関係銀行からの手数料請求等新たに発生する手数料がかかる場合があります。また、外国送金の組戻し・再送金・内容変更・照会等を行なった場合は、当行所定の組戻手数料・外国送金手数料・内容変更手数料・照会手数料等がかかります。

### (2) 輸入信用状開設(変更)手数料等

本サービスにより輸入信用状の開設(変更)手続を行なう場合は、当行所定の信用状開設(変更)手数料等がかかります。

## 8. 取引内容の確認

### (1) 電子メールの確認

当行が本サービスに係る依頼データを受け付けた場合は、契約者が予め当行に届け出ている電子メールアドレスあてに受付番号等を記載した電子メールを送信するものとし、契約者は速やかにこれを確認することとします。

### (2) 通帳・取引明細表等による照合

契約者は、本サービスによる取引を行なった後は、速やかに預金通帳への記帳または取引明細表等により、取引内容を照合するものとします。照合の結果、万一取引内容・預金残高等に疑義がある場合は、直ちに取引店あてに連絡するものとします。

### (3) 取引内容の保管

当行は、本サービスにより取引内容を電磁的記録により相当期間保存します。契約者と当行との間で取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取り扱うものとします。

以上

(2020年8月現在)